

2024年3月14日

株主各位

東京都中央区銀座5丁目11番10号
株式会社弘電社
代表取締役社長執行役員 梶川裕司

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年1月31日(水曜日)開催の当社取締役会において、2024年4月1日(月曜日)付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年3月31日(日曜日)と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日(月曜日)付をもって、当社定款第6条を変更し、1,600万株増加して2,000万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年4月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2024年4月1日(月曜日)付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(通話料無料)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部